

件名	亀山市暴力団排除条例の一部を改正する条例	危機管理局 危機管理室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年8月1日公布）が公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>都道府県暴力追放運動推進センターを規定するため本条例で引用している「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第32条の2が第32条の3に繰り下げられることに伴い、条項の整理を行います。 <第2条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」附則第1条本文に規定する政令で定める日とします。</p>		